No.1 2020~2021年度

第3回

委員会名 法人運営委員会

委員長名 L 池田 和司

| 開催 日時 | 2020年9月11日 水曜日 16 時 00 分 ~ 17 時 30 分 |
|----------|--|
| 開催 場所 | キャビネット事務局 大会議室 |
| 出 席 者 | 進藤義夫ガバナー 欠 L中井正力第1副地区ガバナー L増田正明第2副地区ガバナー |
| | 欠 L 池田和司 委員長 O L 中野克行 副委員長 欠 L 山本 康弘 副委員長 |
| | ○ L 竹本 裕美 副委員長 ○ L 有賀 靖典 副委員長 欠 L 山本 和夫 委員 |
| | O L 権藤 理俊 委員 欠 L 吉田 なつみ 委員 O L 二谷 仁吾 委員 |
| | 欠 L 元田 秀治 委員 O L 村瀬 章一 委員 欠 L 横山 荘司 委員 |
| | ○ L 根本 二郎 委員 ○ L 西山 和範 委員 □ |
| | 出席オブザーバー |
| | O L 伊賀 保夫 前地区かがナー O L 大石 誠 O L 脇村 孝友 |
| | ○ L 吉田 宗一郎 欠 L 阿部 清彦 担当副幹事 L 田中 貴一 |
| | |
| 次 第 | ※出欠返信が未着のメンバーは空欄としております。 |
| <i>y</i> | 司会・進行 副委員長 L 竹本裕美 |
| | 1 開会挨拶 L 竹本 裕美 |
| | 2 委員長挨拶 L 池田 和司 |
| | 挨拶 元国際理事 元地区がバナー・名誉顧問 L山浦晟暉 |
| | 前地区ガバナー L伊賀保夫 |
| | LCIFェリアリーダー(東日本担当)元地区がバナー・名誉顧問 L 大石 誠 |
| | 3 審議 |
| | 4 閉会挨拶 L 中野 克行 |
| | |
| | |
| | |
| | 1 挨拶 |
| | 元国際理事L山浦晟暉、前地区ガバナーL伊賀保夫、元地区ガバナーL大石誠より |
| | 挨拶があった。 |
| | |
| | 2 報告事項 |
| | ① 8月21日330-A地区支援会定時社員総会·理事会報告 |
| | L脇村孝友より、クラブへの預託金の返還及びキャビネット事務局の区分所有建物の |
| | 新法人への寄付が決定された旨報告がなされた。 |
| | ② 9月1日新法人社員総会・理事会報告 |
| | L田中貴一より、新法人の9月1日付社員総会議事録及び理事会議事録について |
| | 報告がなされた。 |
| | |

| | No.2 |
|---|--|
| | 審議経過事項の概要 |
| 3 | 審議 |
| 1 | 税務署への届出の件 |
| | 新法人は非営利型法人に該当するため、法人設立届出は必要ないことが確認されたが、 |
| | 今期収益事業を行なうのであれば課税対象となるため、ガバナーに念のため確認する |
| | ことされた。 |
| | |
| 2 | 事業計画書の作成の件 |
| | 新法人定款第46条において、事業計画書を代表理事が作成して理事会の決議を経て、 |
| | 社員総会にて承認を得る事とされており、この手続きを経る必要がある件が確認された。 |
| | |
| 3 | 収支予算書の作成の件 |
| | 新法人定款第46条により事業計画書と同一の手続を経る必要がある事が確認された。 |
| | 収支予算書については、10月26日の社員総会の段階では330-A地区において |
| | キャビネット会議が開催されておらず、330-A地区の資産が新法人に移行するか否か |
| | 確定されていないため、新法人の社員総会で収支予算書について決議するのは |
| | おかしいのではないか、また330-A地区の前期の決算が10月26日の社員総会に |
| | 間に合うのか等意見が出され、11月16日のキャビネット会議後に社員総会の日程を |
| | 変更した方がよいとの意見が多数を占めた。 |
| | また、収支予算書については、330-A地区支援会からキャビネット事務局の区分所有 |
| | 建物の寄付をいつ受けるのかによって賃料の支出が変わるため、この件についても |
| | 決定しなければならないことが確認された。 |
| | その他、事業計画書についても、330-A地区の資産を新法人に移行させた後の計画 |
| | を立てる必要があることも確認された。 |
| | 以上の問題点についてガバナーに説明し、ガバナーに決定を委ねることとされた。 |
| | また、事業計画書及び収支予算書はガバナーの決定に従い、副委員長L竹本裕美に |
| | おいて作成することとされた。 |
| | |
| 4 | 330-A地区支援会からの寄付について社員総会の特別決議を要するか検討 |
| | (定款第48条2項)の件 |
| | 330-A地区支援会からキャビネット事務局の区分所有建物の寄付を受けることは、 |
| | 新法人定款第48条2項に従い社員総会の特別決議を経る必要があるかについて |
| | 議論が行われ、特定決議を要するとの結論に達した。 |
| | なお、330-A地区の資産を新法人に移行することについては、いわゆる法人成りと |
| | 考えられるため、特別決議を経る必要はないとの結論に達した。 |
| | |
| | |
| | 3 |

| 議 | 題 | | 審議経過事項の概要 |
|---|---|----------|---|
| | | ⑤ | ②から④に関する理事会の決議の件 |
| | | | ガバナーの決定に従い、理事会の決議に関する書類はL田中貴ーにおいて |
| | | | 準備することされた。 |
| | | | |
| | | 6 | 招集通知の作成と発送の件 |
| | | | 招集通知はガバナーの決定に従いL田中貴一において作成し、キャビネット事務局より |
| | | | 社員となった各クラブ及び各個人に発送してもらうこととされた。 |
| | | | なお、電磁的方法によることも可とされているので、メールでもよいと考えられる。 |
| | | | |
| | | 7 | 委任状による出席の可否の件 |
| | | | 当委員会としては、コロナ禍のなか、出席者が少なく定足数に達しないことも |
| | | | 考えられるため、委任状による出席も可とするべきであると考えるが、 |
| | | | ガバナーの決定に従うこととされた。 |
| | | | |
| | | 4 | 次回委員会日程について |
| | | | 10月9日(金)16時00分~17時30分 キャビネット事務局 大会議室 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | I | |